

(別記様式第 1 号)

|        |         |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 5 年度 |
| 計画主体   | 深谷市     |

## 第 6 次深谷市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 産業振興部農業振興課農業政策係  
所 在 地 埼玉県深谷市仲町 1 1 番 1 号  
電 話 番 号 0 4 8 - 5 7 7 - 3 2 9 8  
F A X 番 号 0 4 8 - 5 7 8 - 7 6 1 4  
メールアドレス nougyou@city.fukaya.saitama.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 対象鳥獣 | ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ<br>イノシシ、スズメ |
| 計画期間 | 令和6年度～令和8年度                       |
| 対象地域 | 深谷市全域                             |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和4年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |                                 |
|-------|-------|---------------------------------|
|       | 品 目   | 被害数値                            |
|       |       | 千円                      ha      |
| ニホンジカ | 水稻    | 5                      0.005    |
| ハクビシン | 野菜、果樹 | 246                      0.09   |
| アライグマ | 野菜、果樹 | 8,070                      3.07 |
| タヌキ   | 野菜    | 14                      0.01    |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

### (2) 被害の傾向

依然、アライグマの捕獲数は増加傾向であり、農作物被害についても一年を通して発生している。また、被害を加える鳥獣の生息範囲の拡大等により、被害面積は増加している。

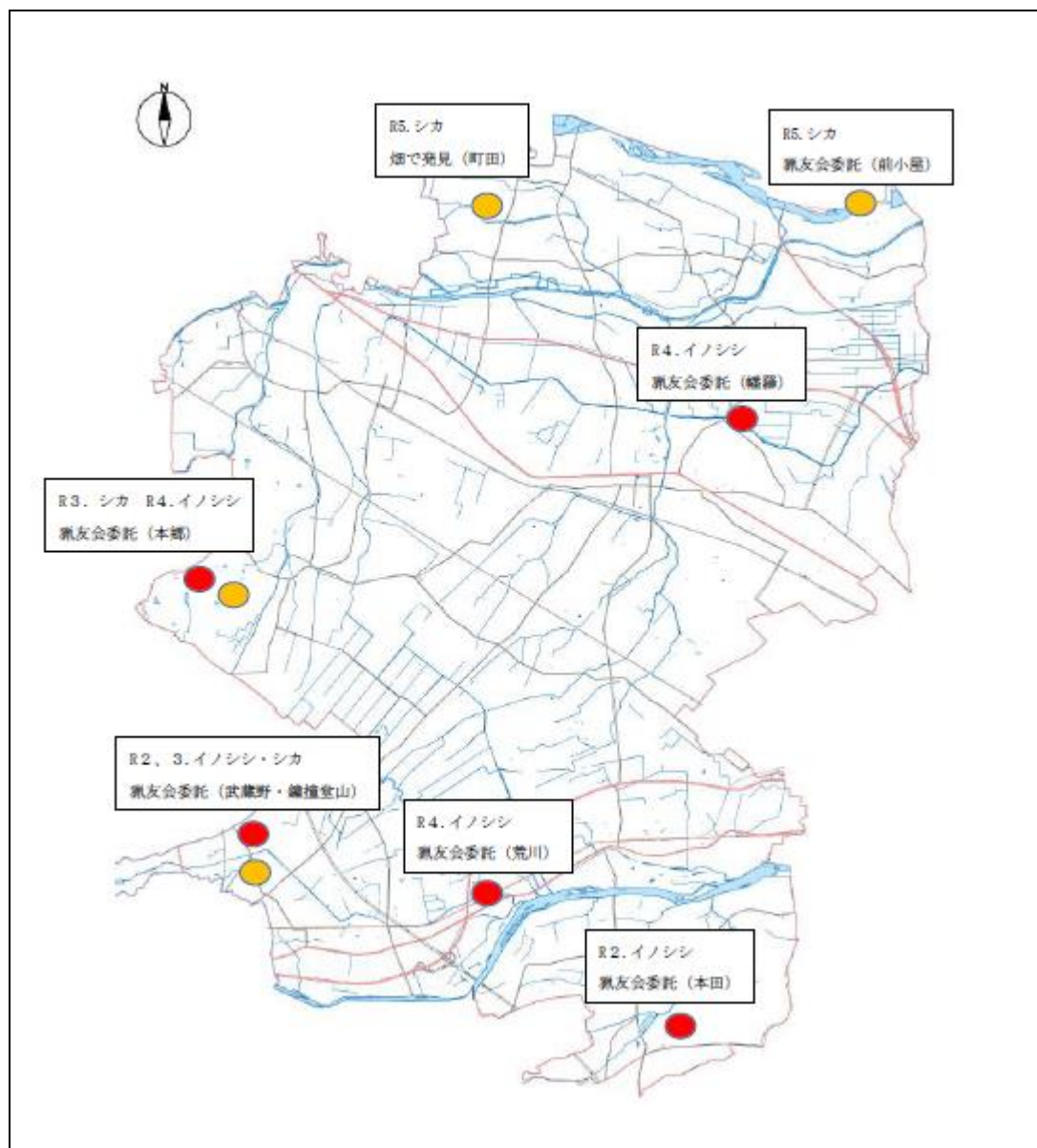
イノシシについては、武蔵野地区鐘撞堂山付近で出没したため、地元猟友会へ捕獲依頼し、箱ワナ及びくくり罠を設置した。農作物被害の報告はないが、今後、地区内での農作物被害が発生するおそれがある。

ニホンジカについては、前小屋地区において農作物被害があり、地元猟友会へ依頼し、箱罠及びくくり罠を設置した。目撃頭数も年々増加しており、今後も農作物被害の続く可能性が高い。

令和2年度（アライグマ：487    イノシシ：1）

令和3年度（アライグマ：529    イノシシ：4、シカ2）

令和4年度（アライグマ：765    イノシシ：3）



- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標   | 現状値（令和４年度） | 目標値（令和８年度） |
|------|------------|------------|
| 被害金額 | 8335 千円    | 7501 千円    |
| 被害面積 | 3.161ha    | 2.222ha    |
|      |            |            |

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策    | 課題                                                                                                    |
|---------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 捕獲等に関する取組     | ①有害鳥獣の捕獲         | ・狩猟免許取得者の確保が困難。<br>・猟友会の高齢化による人手不足が危惧される。                                                             |
|               | ②特定外来生物捕獲（アライグマ） | ・被害の多い地域では箱ワナによるアライグマの捕獲を実施しており、捕獲後の処分は、獣医師による安楽死の後に焼却処分をしている。<br>捕獲数が年々増加する上で、生息地や農作物被害が市全体へ広がりつつある。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 電気柵の貸出・購入費補助     | ・電気柵購入費補助として、購入費の５０％を補助している。本制度の周知が足りていないため、広報紙等で周知を図る。                                               |
| 生息環境管理その他の取組  | ①有害鳥獣対策講習会の開催    | ・令和５年９月に市内農家を対象に鳥獣被害に関する説明会を実施した。農家だけでなく、非農家にも鳥獣被害対策の重要性を周知する必要がある。                                   |
|               | ②放任農作物・残渣の除去     | ・放任農作物や残渣の放置。                                                                                         |

(注) 1 計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の

導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

##### ①被害防止対策の普及啓発

- ・ 県が主催するアライグマ捕獲従事者研修会への参加を図るとともに、電気柵の貸出し及び購入費補助による農作物を守る対策を支援する。
- ・ 市が主催する鳥獣害対策説明会を今後も継続し、農家だけでなく非農家も取り込んだ政策を実施する。

##### ②埼玉県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ捕獲の実施

特定外来生物に指定されているアライグマの捕獲

##### ③適切かつ効果的な捕獲の実施

猟友会を中心に、地域に応じた適切かつ効果的な捕獲を実施する。  
二ホンジカ、イノシシの捕獲強化を図り、農作物及び人的被害を未然に防ぐ。

##### ④ICT 技術の活用

捕獲通知機器やセンサーカメラを導入し、捕獲業務の軽減を図るとともに、迅速に捕獲できるよう体制を整える。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲事業については各猟友会が主体となり、それぞれの地域の実情に合わせて実施することになる。

また、アライグマの捕獲については、県の定めるアライグマ防除実施計画に基づき、猟友会、市、農協、農業者、地域住民等を従事者として、通年箱ワナを利用した捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資

料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度                  | 対象鳥獣                                          | 取組内容                                                                   |
|---------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年度<br>～<br>令和8年度 | ニホンジカ<br>ハクビシン<br>アライグマ<br>タヌキ<br>イノシシ<br>スズメ | ・箱ワナの貸出しの支援（アライグマに限る）<br>・電気柵の貸出し及び設置費補助の支援<br>・有害鳥獣捕獲の支援<br>・ICT機器の導入 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| 県鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として実施する。アライグマについては、県のアライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。 |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣  | 捕獲計画数等         |                |                |
|-------|----------------|----------------|----------------|
|       | 令和6年度<br>(頭・羽) | 令和7年度<br>(頭・羽) | 令和8年度<br>(頭・羽) |
| ニホンジカ | 3              | 3              | 3              |
| ハクビシン | 40             | 40             | 40             |
| アライグマ | 全頭             | 全頭             | 全頭             |
| タヌキ   | 20             | 20             | 20             |
| イノシシ  | 5              | 5              | 5              |
| スズメ   | 20             | 20             | 20             |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容 |
|----------|
|----------|

|                       |                                                                                                                  |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ハクビシン<br>アライグマ<br>タヌキ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲手段：箱ワナ</li> <li>・ 捕獲実施予定期間：通年</li> <li>・ 捕獲予定場所：市全域</li> </ul>        |
| スズメ                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲手段：銃器、ネット、巢落し</li> <li>・ 捕獲実施予定期間：通年</li> <li>・ 捕獲予定場所：市全域</li> </ul> |
| ニホンジカ<br>イノシシ         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲手段：箱ワナ、くくりわな</li> <li>・ 捕獲実施予定期間：通年</li> <li>・ 捕獲予定場所：市全域</li> </ul>  |

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容                                    |
|----------------------------------------------------------------|
| くくり罠及び箱罠で捕獲した対象鳥獣に対して止め刺しを行う際に用いる。捕獲時期は通年。捕獲予定場所は対象鳥獣の出没地に準ずる。 |

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| 深谷市  | 委譲済  |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

## 4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣                                   | 整備内容      |           |           |
|----------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
|                                        | 令和6年度     | 令和7年度     | 令和8年度     |
| ニホンジカ<br>ハクビシン<br>アライグマ<br>タヌキ<br>イノシシ | 電気柵 1000m | 電気柵 1000m | 電気柵 1000m |

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣          | 取組内容        |             |             |
|---------------|-------------|-------------|-------------|
|               | 令和6年度       | 令和7年度       | 令和8年度       |
| アライグマ<br>イノシシ | ・侵入防止策の保全修理 | ・侵入防止策の保全修理 | ・侵入防止策の保全修理 |

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度                  | 対象鳥獣          | 取組内容                                                         |
|---------------------|---------------|--------------------------------------------------------------|
| 令和6年度<br>～<br>令和8年度 | アライグマ<br>イノシシ | 県が主催する捕獲従事者研修等について積極的にPRすることで知識の普及に努める。<br>有害鳥獣対策講習会の実施に努める。 |

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

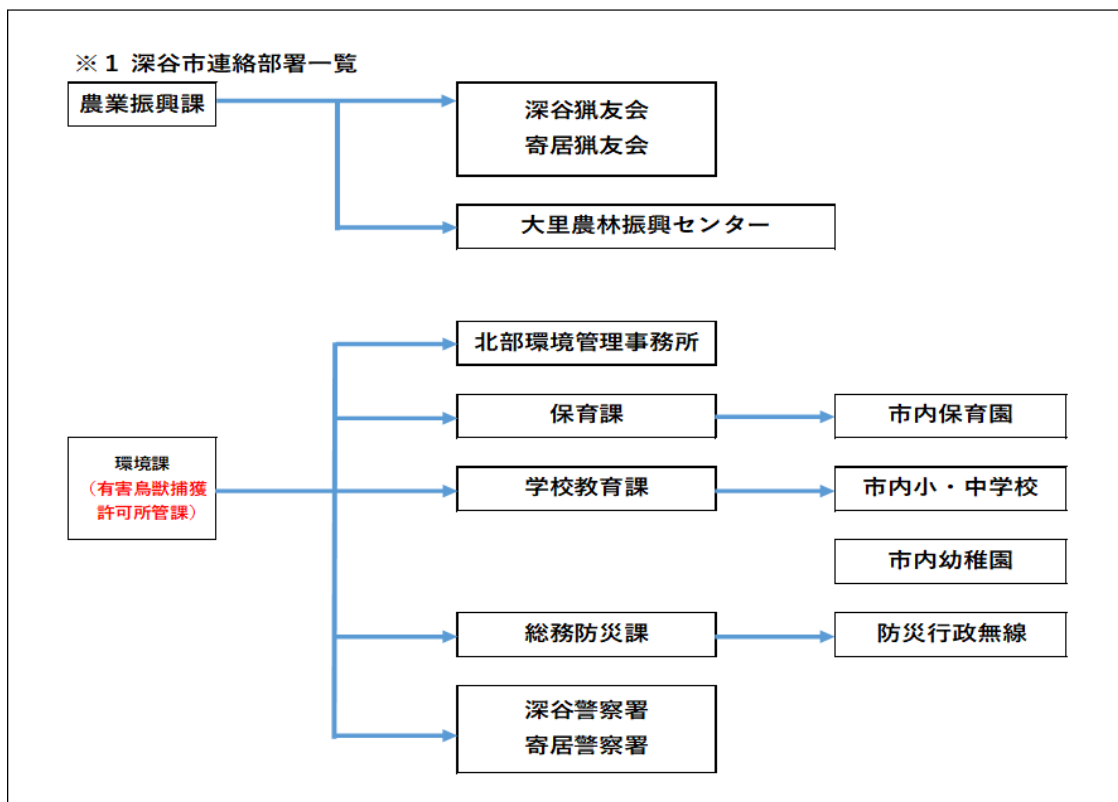
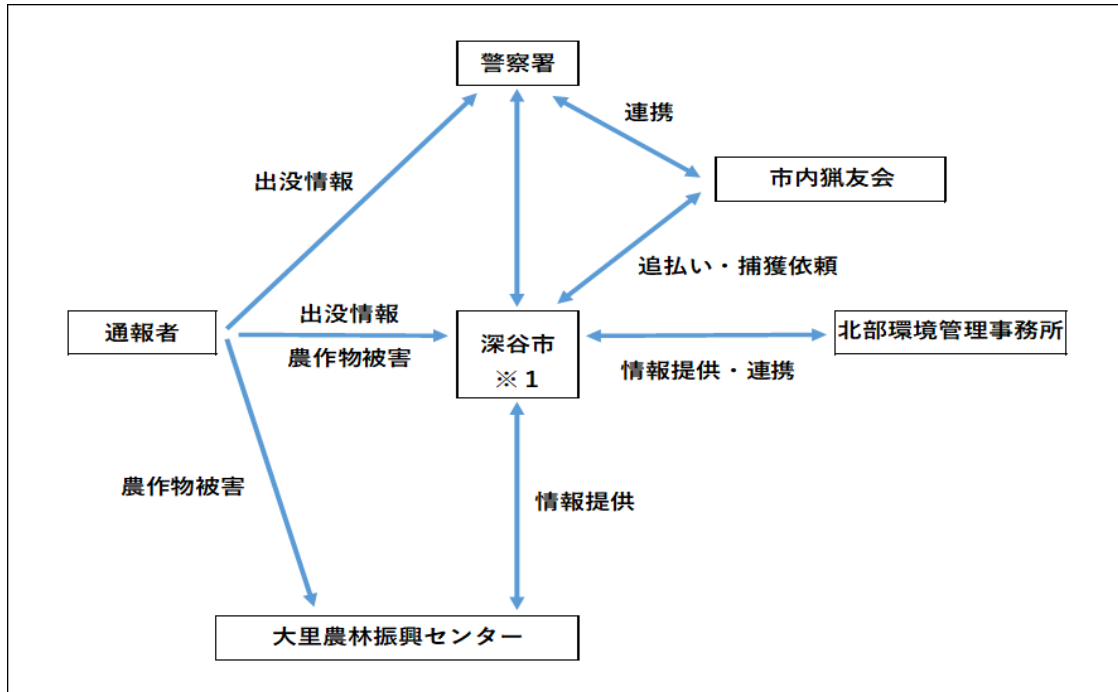
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称       | 役割                                                                                                             |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 深谷市            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急パトロール</li> <li>・ 住民への注意喚起、関係機関との情報交換</li> <li>・ 有害鳥獣捕獲許可</li> </ul> |
| 深谷市教育委員会       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との情報交換、注意喚起</li> </ul>                                            |
| 大里農林振興センター     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との情報交換</li> </ul>                                                 |
| 深谷警察署<br>寄居警察署 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急パトロール、住民への注意喚起</li> <li>・ 警察官職務執行法の適用が必要な場合の判断、命令</li> </ul>        |
| 深谷猟友会<br>寄居猟友会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急パトロール及び緊急捕獲等</li> </ul>                                             |

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後、獣医師や猟友会、各関係団体と協議の上適切な処理（埋葬、焼却等）を行う。

（注） 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（1）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|                                      |                 |
|--------------------------------------|-----------------|
| 食品                                   | 捕獲鳥獣を利用できる体制にない |
| ペットフード                               | 捕獲鳥獣を利用できる体制にない |
| 皮革                                   | 捕獲鳥獣を利用できる体制にない |
| その他<br>（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等） | 捕獲鳥獣を利用できる体制にない |

（注） 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（2）処理加工施設の実施

検討していない

（注） 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（3）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

検討していない

（注） 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

| 被害防止対策協議会の名称  | 深谷市鳥獣害対策協議会 |
|---------------|-------------|
| 構成機関の名称       | 役割          |
| ふかや農業協同組合     | 情報提供等       |
| 埼玉岡部農業協同組合    | 情報提供等       |
| 花園農業協同組合      | 情報提供等       |
| 埼玉県農業共済組合     | 情報提供等       |
| 深谷市自治会連合会     | 住民への意識高揚    |
| 深谷猟友会         | 捕獲の実施       |
| 寄居猟友会         | 捕獲の実施       |
| 深谷市農業委員会      | 情報提供等       |
| 埼玉県大里農林振興センター | 助言・指導       |
| 埼玉県北部環境管理事務所  | 助言          |
| 深谷市環境課        | 助言          |
| 深谷市農業振興課      | 事務局         |

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称       | 役割       |
|---------------|----------|
| 埼玉県農業技術研究センター | 対策の助言・指導 |

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|        |
|--------|
| 検討をしない |
|--------|

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地域ごとに、地域住民が正しい知識を得たうえで協力し、主体的に鳥獣被害対策が取り組めるような体制の構築を推進する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

広報誌等を利用し、放任農作物や家庭ゴミ等の残渣の放置を注意喚起する記事を掲載する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。